

消費税法

計算テキスト 1

計算テキスト1

はじめに

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることとなりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方がありますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原
税理士講座教職員一同

目次

<u> </u>	<u>ガイダンス</u>	I
<u>1-1</u>	<u>消費税法の概要</u>	
1	消費税法の概要	2
<u>2-1</u>	<u>課税の対象</u>	
1	国内取引の課税の対象	18
<u>3-1</u>	<u>非課税</u>	
1	国内取引の非課税	40
<u>4-1</u>	<u>輸出免税等</u>	
1	輸出取引等に係る免税	64
2	租税特別措置法における免税	75
<u>6-1</u>	<u>資産の譲渡等の時期</u>	
1	資産の譲渡等の時期	78
<u>9-1</u>	<u>控除対象仕入税額</u>	
1	控除対象仕入税額の計算	80
<u>16-1</u>	<u>売上げに係る対価の返還等</u>	
1	売上げに係る対価の返還等	92
<u>17-1</u>	<u>貸倒れが生じた場合</u>	
1	貸倒れに係る消費税額の控除	100
2	回収債権に係る消費税額の加算	104
<u>9-2</u>	<u>課税仕入れの範囲</u>	
1	課税仕入れの範囲	108
<u>23-1</u>	<u>計算問題の解答にあたって(その1)</u>	
1	答案作成上の留意点	124
<u>9-3</u>	<u>課税仕入れ等の時期</u>	
1	課税仕入れ等の時期	128

計算テキスト1

8-1 課税売上割合

1 課税売上割合	138
----------	-----

8-2 課税期間における課税売上高

1 課税期間における課税売上高	156
-----------------	-----

9-4 課税売上割合に準ずる割合

1 課税売上割合に準ずる割合	162
----------------	-----

23-2 計算問題の解答にあたって(その2)

1 電卓の使用方法について	166
---------------	-----

2 計算問題の解答方法について	172
-----------------	-----

11-1 仕入れに係る対価の返還等

1 仕入れに係る対価の返還等	178
----------------	-----

2 課税貨物の引取りに係る消費税額につき還付を受ける場合	189
------------------------------	-----

5-1 納税義務の免除

1 納税義務の免除	198
-----------	-----

2 基準期間における課税売上高	199
-----------------	-----

18-1 中間申告に係る納付税額の計算

1 中間申告に係る納付税額の計算	210
------------------	-----

20-1 国境を越えた役務の提供

1 国境を越えた役務の提供	220
---------------	-----

9-5 課税仕入れ等の分類

1 課税仕入れ等の分類	244
-------------	-----

10-1 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例

1 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例	264
-----------------------------	-----

12-1 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整

1 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整	276
------------------------	-----

5-2 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例

1 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例	308
------------------------------	-----

計算テキスト1

5-3 相続があった場合の納税義務の免除の特例

1 相続があった場合の納税義務の免除の特例…………… 318

5-4 合併があった場合の納税義務の免除の特例

1 合併があった場合の納税義務の免除の特例…………… 326

仮計表その1 …………… 340

計算テキスト1

凡 例

本書において引用している法令、通達の略語は次のとおりです。

法……………消費税法

法別表……………消費税法別表第一、一の二、二、二の二、三

令……………消費税法施行令

規……………消費税法施行規則

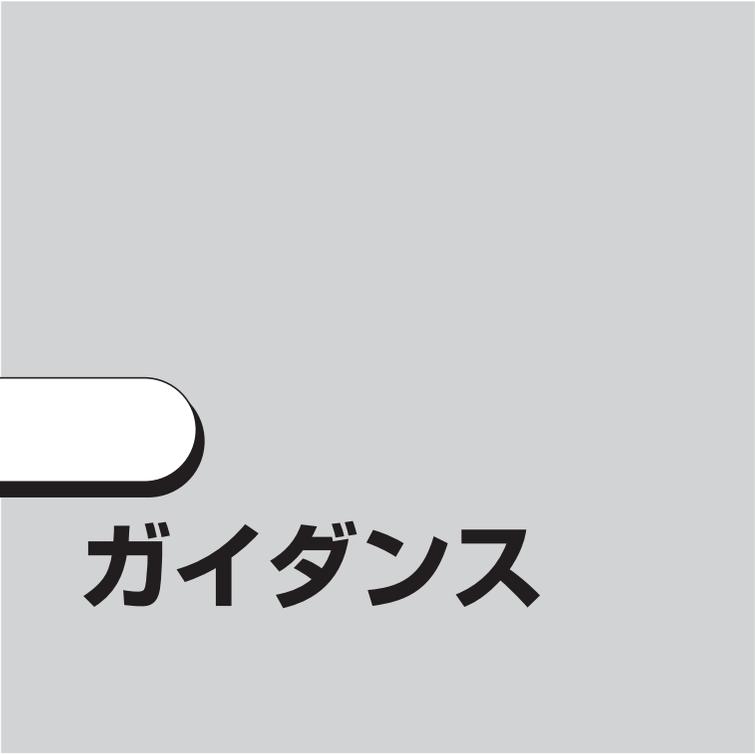
基通……………消費税法基本通達

法附則……………消費税法附則

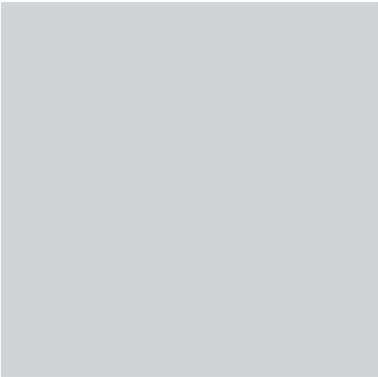
(使用例)

法30②二……………消費税法第30条第2項第2号

計算テキスト1



ガイドランス



受講にあたって

① 出題形式

第一問（理論）50点、第二問（計算）50点

② テキスト項目の位置づけ

具体例 **解答** **解説** …項目理解のための問題と、その解答・解説です。

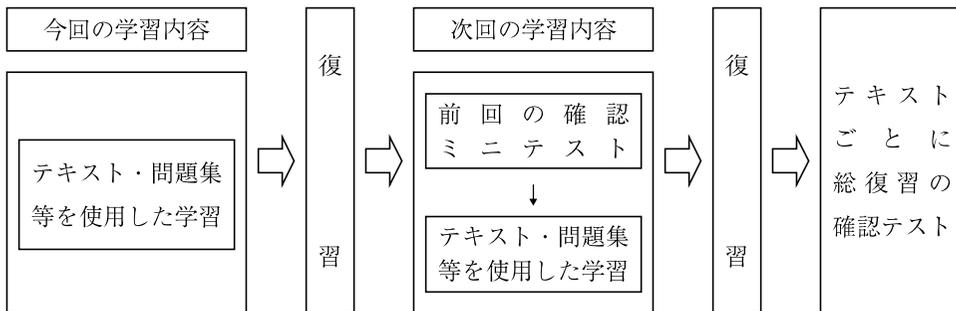
参考 …各項目の理解を深めるための項目です。

研究 …難易度が高いため、基礎が固まってから確認していただきたい項目です。

★印…本試験の出題可能性を考慮して、学習の優先順位が下がる項目です。

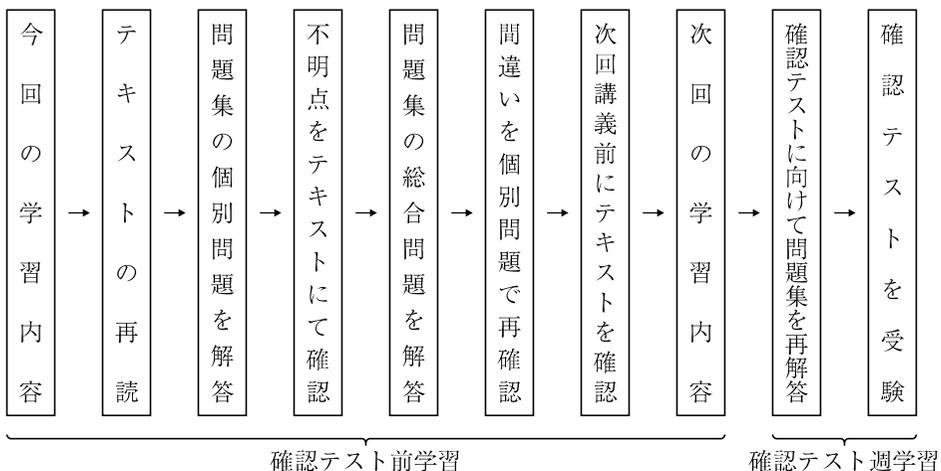
学習の効率化を図るため、無印→★印→研究の順に復習してください。

③ 学習方法



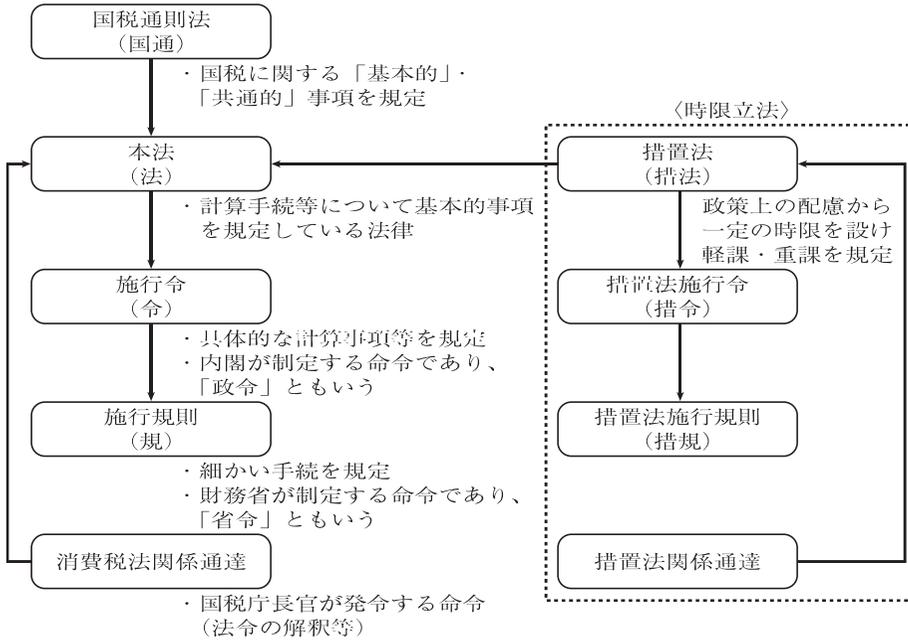
【消費税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。

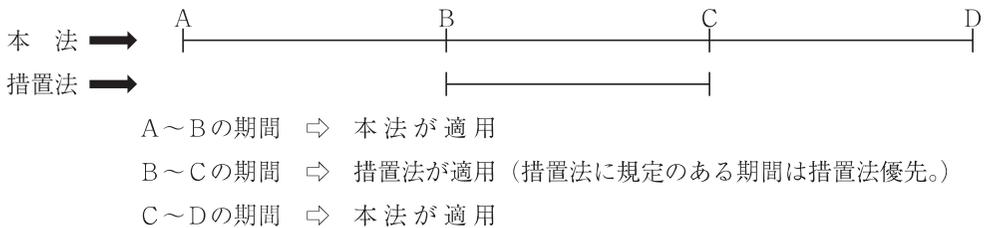


税法条文の基礎知識

1 条文の体系



2 本法と措置法の関係



3 条文の読み方

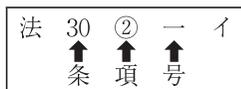
(1) 構 成

「条」→「項」→「号」

(2) 具 体 例

消費税法第30条第2項第一号イ

↓



消費税法 年間カリキュラム

1	1-1 消費税法の概要	計算テキスト1
2	2-1 課税の対象	計算テキスト1
3	3-1 非課税	計算テキスト1
4	4-1 輸出免税等	計算テキスト1
5	5-1 納税義務の免除 5-2 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例 5-3 相続があった場合の納税義務の免除の特例 5-4 合併があった場合の納税義務の免除の特例 5-5 会社分割などがあった場合の納税義務の免除の特例 5-6 新設法人の納税義務の免除の特例 5-7 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	計算テキスト1 計算テキスト1 計算テキスト1 計算テキスト1 計算テキスト2 計算テキスト2 計算テキスト2
6	6-1 資産の譲渡等の時期	計算テキスト1
7	7-1 課税標準	計算テキスト2
8	8-1 課税売上割合 8-2 課税期間における課税売上高	計算テキスト1 計算テキスト1
9	9-1 控除対象仕入税額 9-2 課税仕入れの範囲 9-3 課税仕入れ等の時期 9-4 課税売上割合に準ずる割合 9-5 課税仕入れ等の分類	計算テキスト1 計算テキスト1 計算テキスト1 計算テキスト1 計算テキスト1
10	10-1 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例	計算テキスト1
11	11-1 仕入れに係る対価の返還等	計算テキスト1
12	12-1 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整	計算テキスト1
13	13-1 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入税額控除の調整	計算テキスト2
14	14-1 棚卸資産に係る仕入税額控除の調整	計算テキスト2
15	15-1 簡易課税制度	計算テキスト2
16	16-1 売上げに係る対価の返還等	計算テキスト1
17	17-1 貸倒れが生じた場合	計算テキスト1
18	18-1 中間申告に係る納付税額の計算 18-2 合併があった場合の中間申告に係る納付税額の計算	計算テキスト1 計算テキスト2
19	19-1 国等に対する特例	計算テキスト2
20	20-1 国境を越えた役務の提供	計算テキスト1
21	21-1 軽減税率 21-2 複数税率の場合の計算パターン	計算テキスト2 計算テキスト2

計算テキスト1

22)	22-1	特殊項目 (その1)	計算テキスト2
	22-2	特殊項目 (その2)	計算テキスト2
	22-3	特殊項目 (その3)	計算テキスト2
	22-4	特殊項目 (その4)	計算テキスト2
23)	23-1	計算問題の解答にあたって (その1)	計算テキスト1
	23-2	計算問題の解答にあたって (その2)	計算テキスト1
	23-3	計算問題の解答にあたって (その3)	計算テキスト2
24)	24-1	2割特例	計算テキスト2
25)		仮計表その1	計算テキスト1
		仮計表その2	計算テキスト2

MEMO

1-1

消費税法の概要

1 消費税法の概要

① 消費税等の仕組み

〔1〕 消費税の税率 理論 6-2〔1〕

消費税法において税率は標準税率7.8%、軽減税率6.24%と定められており、この消費税額に22/78を乗じて算出した金額を地方税法の定めにより地方消費税として上乘せし、消費者の負担する税率は合わせて10%又は8%となる。

区 分	軽減税率	標準税率
消 費 税	6.24%	7.8%
地 方 消 費 税	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8%	10%

〔2〕 課税の対象

消費税は、国内における「消費」に担税力を求めて、事業者が行う商品の販売や貸付け、サービスの提供などの売上げに対して課税することにより、消費者が最終的に負担する税金である。

したがって、消費者は商品を購入したり、サービスの提供を受ける際に、その取引代金の10%又は8%に相当する消費税を負担することとなり、事業者が売上げの際、消費者から預かった消費税を、消費者に代わり国に納付することとなる。

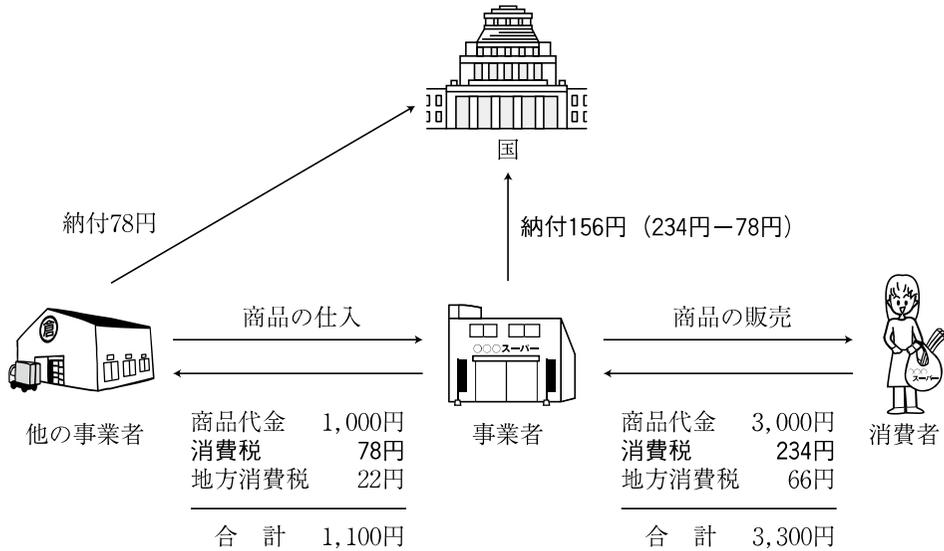
〔3〕 仕入税額控除

消費税は、原則として事業者が行う売上げに対して課税される。

したがって、事業者が他の事業者から商品を購入したり、サービスの提供を受けることに伴い、他の事業者に対してその代金を支払う際に、その取引代金に消費税も併せて支払うこととなる。

そこで、事業者が納付すべき消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引いて計算することとなる。

図解 消費税等の仕組み



〔4〕 税込価格の概念

次の算式により税抜価格（本体価格）又は消費税相当額を求めることとなる。

$$\boxed{\text{税抜価格}} = \boxed{\text{税込価格} \times \frac{100}{110}}$$

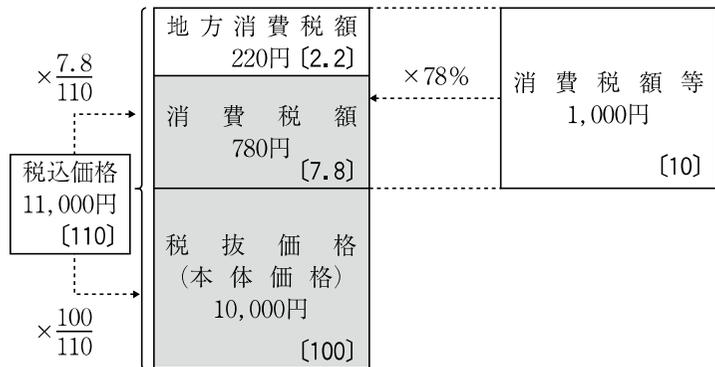
$$\boxed{\text{消費税相当額}} = \boxed{\text{税込価格} \times \frac{7.8}{110}} \quad \text{又は} \quad \boxed{\text{消費税額等}(\ast) \times 78\%}$$

(※) 消費税額及び地方消費税額の合計額

具体例 (税込価格が11,000円である場合)

$$\text{税抜価格 (本体価格)} \Rightarrow 11,000 \times \frac{100}{110} = 10,000$$

$$\text{消費税相当額} \Rightarrow 11,000 \times \frac{7.8}{110} = 780 \quad \text{又は} \quad 1,000 \times 78\% = 780$$



〔5〕 税額の計算方法

算式

$$\text{納付税額} = \text{売上げに係る消費税額} - \text{仕入れに係る消費税額}$$

5 売上げに係る消費税額及び仕入れに係る消費税額は、次の方法により算出する。

(1) 原則

① 売上げに係る消費税額…割戻し計算

$$\text{税込課税売上高} \times \frac{7.8}{110}$$

② 仕入れに係る消費税額…積上げ計算

10 適格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等×78%

※ 仕入れに係る消費税額の計算は、相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等に記載されている消費税額等に78%を乗じて算出する。

(2) 特例

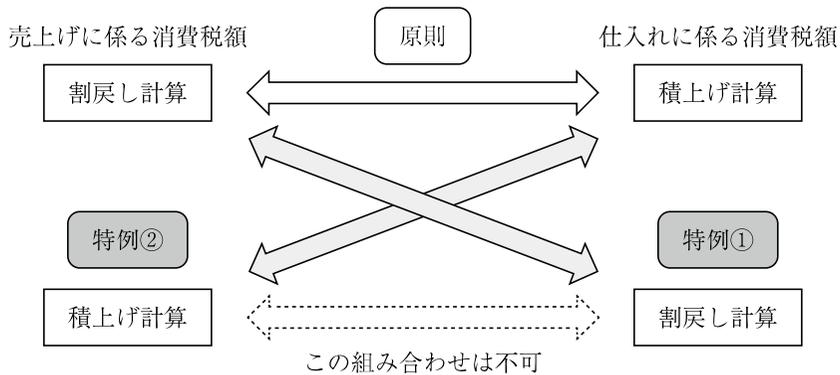
① 仕入れに係る消費税額…割戻し計算

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{7.8}{110}$$

② 売上げに係る消費税額…積上げ計算（適格請求書発行事業者に限る）

15 適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等×78%

図解 計算方法の組み合わせ



30

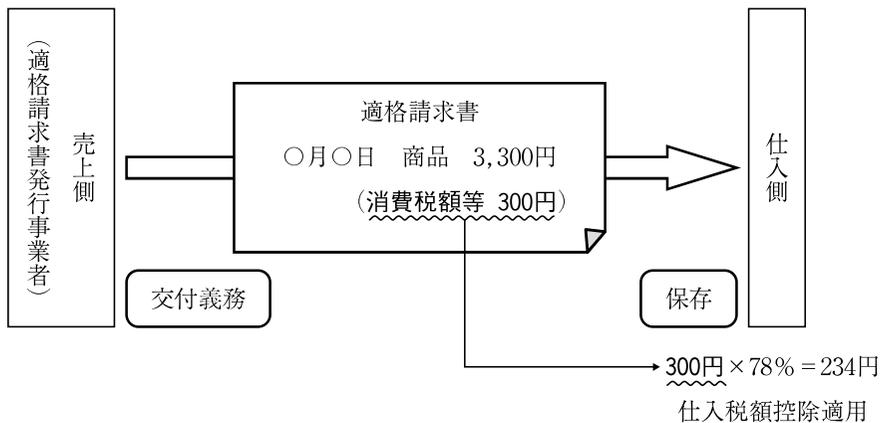
35

解説 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入された。

適格請求書等保存方式とは、標準税率と軽減税率の複数税率に対応するための仕入税額控除の方式である。売上側と仕入側双方の適用税率の認識を一致させるため、適格請求書発行事業者の登録を受けた売上側には適格請求書等の交付を義務付けている。その交付を受ける仕入側では帳簿及び適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができる。

仕入れに係る消費税額の計算は、原則として交付を受けた適格請求書等に記載された消費税額等を基礎として算出することとされている。



〔6〕 経過措置

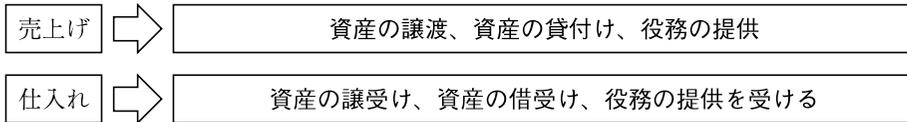
インボイス制度導入に伴い、売上げ・仕入れの税額の計算方法につき経過措置が設けられているため、次の点に留意する必要がある。

売上げ・仕入れを行った日		税額計算方法
令和5年10月1日	前	売上げ・仕入れともに割戻し
	以後	売上げ…（原則）割戻し （特例）積上げ 仕入れ…（原則）積上げ （特例）割戻し

② 売上げ・仕入れの概念 (法2①八、十二)

消費税は「売上げ」、「仕入れ」という取引を対象として課税を行う。消費税法においては「売上げ」、「仕入れ」を次のように規定しており、会計学などでいう事業者の本業から発生する売上高、売上原価だけでなく、本業以外の事業活動から発生した取引もすべて含まれる。

また、会計学、所得税法、法人税法のような、所得計算の考え方はなく、収益・費用の期間対応という概念もないことに注意する必要がある。



したがって、消費税の「売上げ」、「仕入れ」は、具体的に次のように把握する。

	具 体 例	留 意 点
売 上 げ	商品売上高、役務収益 建物・機械などの固定資産の売却収入など	(1) 本業によるもの、本業以外によるものを問わない。 (2) 売上げ・仕入れの取引金額(対価)がそれぞれ計上される。
仕 入 れ	商品仕入高 消耗品費・広告宣伝費・水道光熱費等の費用 建物・機械などの固定資産の購入支出など	(3) 売却益(損)は消費税法上の売上げ・仕入れではない。

具体例 1

「固定資産売却損」12,300円は、当課税期間において売却した製品製造用機械装置(売却価額787,700円、帳簿価額800,000円)の売却損である。

解 答 787,700⇒売上げに該当する。

具体例 2

「減価償却費」200,000円は、当課税期間において10,000,000円で購入した建物に係るものである。

解 答 10,000,000⇒仕入れに該当する。

具体例 3

期首商品棚卸高	46,891,000円
当期商品仕入高	1,001,746,000円
計	1,048,637,000円
期末商品棚卸高	48,349,000円
売上原価	1,000,288,000円

解 答 1,001,746,000⇒仕入れに該当する。

③ 課税期間・申告納付

〔1〕 課税期間 (法19) 理論 4-1〔1〕

課税期間とは、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいう。



5

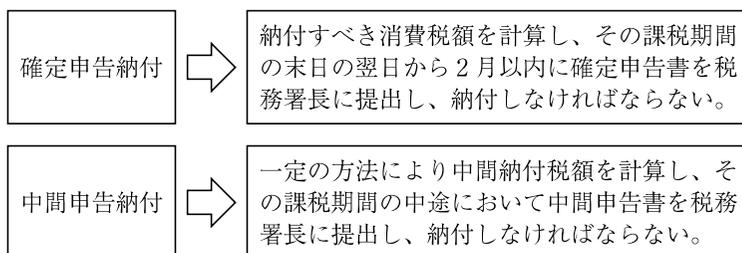
解説 所得税・法人税の計算期間とのバランスを考慮し、消費税法においても、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度とした。

用語 事業年度

10

法人の財産及び損益の計算の単位となる期間(会計期間)で定款等に定めるものをいう。

〔2〕 申告納付 (法42、45、48、49) 理論 8-1、8-2

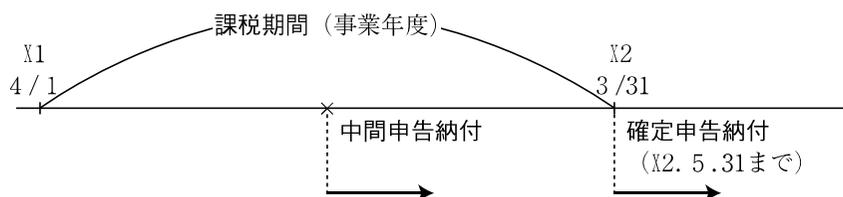


15

解説 課税期間の中途において中間申告制度により消費税を前払いさせ、確定申告時においてその課税期間における納付税額の精算を行うこととしている。

20

〔3〕 まとめ(1年決算法人の場合)



25

30

35

④ 小規模事業者に係る納税義務の免除 (法9①) 理論 2-1[2]

〔1〕 概 要

消費税は、すべての消費支出に対し、幅広く負担を求めようとするものであることから、納税義務の免除規定は、原則として設けるべきではない。

しかし、小規模零細事業者の納税事務負担や税務当局の税務執行面に配慮して、課税売上げが少ない事業者に限り、消費税の納税義務を免除することとしている。

〔2〕 適用対象者

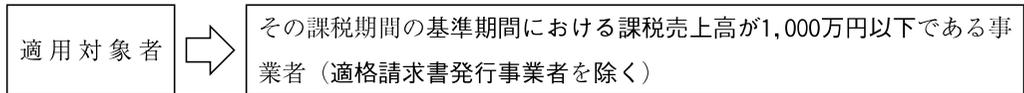
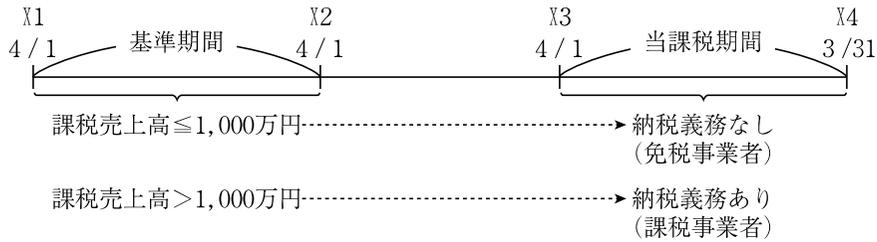


図 解



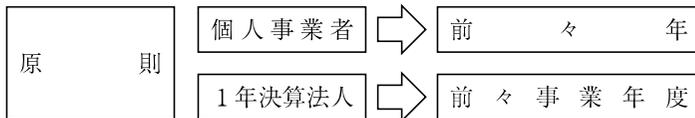
解 説

消費税が転嫁を予定している税であることを考慮し、事業者はあらかじめ納税義務者となるか否かの判断をし、その準備ができるようにしておく必要がある。そのため、納税義務の有無は、その課税期間の開始の日の前日の現況により判定することとされている。したがって、その課税期間における課税売上高ではなく、基準期間における課税売上高により判定する。

用 語

(1) 基準期間 (法2①十四) 理論 2-1[3](1)

基準期間とは、当課税期間の納税義務の有無を判断する基礎となる期間をいう。



(2) 基準期間における課税売上高 (法9②) 理論 2-1[3](2)

基準期間における課税売上高とは、基準期間中の税抜の課税売上高の合計額をいう。

(3) 適格請求書発行事業者 (法2①七の二) 理論 2-13

適格請求書発行事業者とは、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者をいう。

〔3〕 納税義務の有無の判定

その課税期間において納付すべき消費税額を算出するに当たって、その課税期間の納税義務の有無を判定する必要がある。

計算パターン

〔1〕 納税義務の有無の判定

基準期間における課税売上高 $> 10,000,000$ ∴ 納税義務あり

又は

基準期間における課税売上高 $\leq 10,000,000$

適格請求書発行事業者に該当する (しない) ∴ 納税義務あり (なし)

}

5

10

具体例 1

当社の当課税期間 (自X3年 4月 1日 至X4年 3月31日) における納税義務の有無を判定しなさい。
 なお、当課税期間の基準期間 (自X1年 4月 1日 至X2年 3月31日) における課税売上高は 45,700,000円であり、当社は適格請求書発行事業者に該当しない。

15

解答

〔1〕 納税義務の有無の判定

45,700,000 $> 10,000,000$ ∴ 納税義務あり

}

20

具体例 2

当社の当課税期間 (自X3年 4月 1日 至X4年 3月31日) における納税義務の有無を判定しなさい。
 なお、当課税期間の基準期間 (自X1年 4月 1日 至X2年 3月31日) における課税売上高は 9,000,000円であり、当社は適格請求書発行事業者に該当する。

25

解答

〔1〕 納税義務の有無の判定

9,000,000 $\leq 10,000,000$

適格請求書発行事業者に該当する ∴ 納税義務あり

30



適格請求書発行事業者の登録は課税事業者が受けることができるものであり、適格請求書発行事業者は納税義務の免除規定の対象から除外されているため、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合であっても、消費税の納税義務は免除されない。

35

⑤ 基本税額計算 理論 8-2〔4〕

〔1〕 基本的構造

納付すべき消費税額は、まず課税標準額を算出し、課税標準額に対する消費税額（売上げに係る消費税額）から仕入れに係る消費税額を控除して求められる。

$$\boxed{\text{当課税期間中の売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{当課税期間中の仕入れに係る消費税額}} = \boxed{\text{納付税額 (百円未満切捨)}}$$



(原則) 割戻し
 $\text{税込課税売上高} \times \frac{100}{110} = \text{課税標準額 (千円未満切捨)}$
 $\text{課税標準額} \times 7.8\% = \text{課税標準額に対する消費税額}$

(特例) 積上げ
 $\text{税込課税売上高} - \text{適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等} = \text{課税標準額 (千円未満切捨)}$
 $\text{適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等} \times 78\% = \text{課税標準額に対する消費税額}$

用語 課税標準 (法28①) 理論 6-1〔1〕

税率を適用して税額を算出する基準をいい、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は税抜の課税売上高である。

〔2〕 納付のケース

計算パターン (原則) 売上げ割戻し・仕入れ積上げの場合

〔1〕 納税義務の有無の判定

基準期間における課税売上高 $> 10,000,000$ ∴ 納税義務あり

又は

基準期間における課税売上高 $\leq 10,000,000$

適格請求書発行事業者に該当する ∴ 納税義務あり

〔2〕 課税標準額

税込課税売上高 $\times \frac{100}{110} = \times \times \times \rightarrow \times \times \times$ ※ 千円未満切捨を行う

〔3〕 消費税額

課税標準額(端数処理後) $\times 7.8\% = \times \times \times$

〔4〕 控除税額

適格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等 $\times 78\% = \times \times \times$

〔5〕 差引税額

〔3〕 - 〔4〕 = $\times \times \times \rightarrow \times \times \times$ ※ 百円未満切捨を行う

〔6〕 中間納付税額

中間納付税額 ※ 百円未満切捨を行う

〔7〕 納付税額

〔5〕 - 〔6〕 = $\times \times \times$

(注) 1. 斜体で記載しているタイトルは、答案用紙に印字されているものである。

2. 解答上、覚えていただきたいタイトルはゴシックで記載している。

5

10

15

20

25

30

35

計算パターン 売上げ割戻し・仕入れ割戻し（特例）の場合

〔1〕 納税義務の有無の判定

〔2〕 課税標準額

$$\text{税込課税売上高} \times \frac{100}{110} = \times \times \times \longrightarrow \times \times \times \quad \text{※ 千円未満切捨を行う}$$

〔3〕 消費税額

〔4〕 控除税額

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{7.8}{110} = \times \times \times$$

〔5〕 差引税額

〔6〕 中間納付税額

〔7〕 納付税額

計算パターン 売上げ積上げ（特例）・仕入れ積上げの場合

〔1〕 納税義務の有無の判定

〔2〕 課税標準額

$$\text{税込課税売上高} - \text{適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等} = \times \times \times \longrightarrow \times \times \times$$

※ 千円未満切捨を行う

〔3〕 消費税額

$$\text{適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等} \times 78\% = \times \times \times$$

〔4〕 控除税額

$$\text{適格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等} \times 78\% = \times \times \times$$

〔5〕 差引税額

〔6〕 中間納付税額

〔7〕 納付税額

(注) 1. 売上税額の積上げ計算は、適格請求書発行事業者に限られる。

2. 売上税額を積上げ計算による場合は、適格請求書等に記載した消費税額等を基礎として課税標準額に対する消費税額を算出するため、課税標準額を売上税額の計算には用いないのであるが、申告書に記載すべき金額であるため、解答上は示すこと。

具体例

<収入項目>

商品売上高	20,000,000円	
サービス提供による収入	16,000,000円	5
事業用中古固定資産の売却収入	2,400,000円	

<支出項目>

商品仕入高	11,000,000円 (うち消費税額等1,000,000円)	
機械設備の購入高	3,300,000円 (うち消費税額等300,000円)	
事務用品の購入高	220,000円 (うち消費税額等20,000円)	
外注加工費	550,000円 (うち消費税額等50,000円)	10
支払修繕費	88,000円 (うち消費税額等8,000円)	

- (注) 1. すべて税込金額であり、中間納付税額は600,000円である。
2. 基準期間における課税売上高は32,000,000円であり、適格請求書発行事業者に該当しない。
3. 売上げは割戻し、仕入れは積上げで計算するものとし、<支出項目>のかつこ内の金額は適格請求書に記載された消費税額等である。

解答

〔1〕 納税義務の有無の判定

$$32,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

〔2〕 課税標準額

$$20,000,000 + 16,000,000 + 2,400,000 = 38,400,000$$

$$38,400,000 \times \frac{100}{110} = 34,909,090 \rightarrow 34,909,000$$

〔3〕 消費税額

$$34,909,000 \times 7.8\% = 2,722,902$$

〔4〕 控除税額

$$1,000,000 + 300,000 + 20,000 + 50,000 + 8,000 = 1,378,000$$

$$1,378,000 \times 78\% = 1,074,840$$

〔5〕 差引税額

$$〔3〕 - 〔4〕 = 1,648,062 \rightarrow 1,648,000$$

〔6〕 中間納付税額

$$600,000$$

〔7〕 納付税額

$$〔5〕 - 〔6〕 = 1,048,000$$



計算過程が採点の対象となるため、計算結果のみならず、その内訳も示すこと。

参 考 過去の本試験の答案用紙（一部抜粋）

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程		(単位：円)
$32,000,000 > 10,000,000$ ∴ 納税義務あり		

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
$20,000,000 + 16,000,000 + 2,400,000 = 38,400,000$		
$38,400,000 \times \frac{100}{110} = 34,909,090 \rightarrow 34,909,000$	金額	34,909,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$34,909,000 \times 7.8\% = 2,722,902$	金額	2,722,902 円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$1,000,000 + 300,000 + 20,000 + 50,000 + 8,000 = 1,378,000$		
$1,378,000 \times 78\% = 1,074,840$		
	金額	1,074,840 円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$2,722,902 - 1,074,840 = 1,648,062 \rightarrow 1,648,000$	金額	1,648,000 円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$600,000$	金額	600,000 円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$1,648,000 - 600,000 = 1,048,000$	金額	1,048,000 円

〔3〕 還付のケース（その1）

課税標準額に対する消費税額よりも控除税額の方が大きい場合には、その控除しきれない金額は還付される。

計算パターン

〔1〕 納税義務の有無の判定

5

〔2〕 課税標準額

〔3〕 消費税額

〔4〕 控除税額

〔5〕 控除不足還付税額

$$〔4〕 - 〔3〕 = \times \times \times \text{ (注)}$$

10

(注) 「控除不足還付税額」については、百円未満切捨の端数処理を行わない。

具体例

<収入項目>

商品売上高 20,000,000円

15

<支出項目>

商品仕入高 18,700,000円 (うち消費税額等1,700,000円)

建物の購入高 9,900,000円 (うち消費税額等900,000円)

(注) 1. すべて税込金額である。

2. 基準期間における課税売上高は32,000,000円であり、適格請求書発行事業者に該当しない。

3. 売上げは割戻し、仕入れは積上げで計算するものとし、<支出項目>のかっこ内の金額は適格請求書に記載された消費税額等である。

20

25

解答

〔1〕 納税義務の有無の判定

$$32,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

〔2〕 課税標準額

$$20,000,000 \times \frac{100}{110} = 18,181,818 \rightarrow 18,181,000$$

30

〔3〕 消費税額

$$18,181,000 \times 7.8\% = 1,418,118$$

〔4〕 控除税額

$$1,700,000 + 900,000 = 2,600,000$$

$$2,600,000 \times 78\% = 2,028,000$$

35

〔5〕 控除不足還付税額

$$〔4〕 - 〔3〕 = 609,882$$

〔4〕 還付のケース（その2）

差引税額よりも中間納付税額の方が大きい場合には、その控除しきれない金額は還付される。

計算パターン

- 〔1〕 納税義務の有無の判定
 〔2〕 課税標準額
 〔3〕 消費税額
 〔4〕 控除税額
 〔5〕 差引税額（注）
 〔6〕 中間納付税額
 〔7〕 中間納付還付税額
 $[6] - [5] = \times \times \times$

（注）「差引税額」の百円未満切捨の端数処理を行うこと。

具体例

- <収入項目>
 商品売上高 40,000,000円
 <支出項目>
 商品仕入高 34,430,000円（うち消費税額等3,130,000円）
 （注）1. すべて税込金額であり、中間納付税額は633,600円であり、適格請求書発行事業者に該当しない。
 2. 基準期間における課税売上高は32,000,000円である。
 3. 売上げは割戻し、仕入れは積上げで計算するものとし、<支出項目>のかつこ内の金額は適格請求書に記載された消費税額等である。

解答

- 〔1〕 納税義務の有無の判定
 $32,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore$ 納税義務あり
 〔2〕 課税標準額
 $40,000,000 \times \frac{100}{110} = 36,363,636 \rightarrow 36,363,000$
 〔3〕 消費税額
 $36,363,000 \times 7.8\% = 2,836,314$
 〔4〕 控除税額
 $3,130,000 \times 78\% = 2,441,400$
 〔5〕 差引税額
 $[3] - [4] = 394,914 \rightarrow 394,900$
 〔6〕 中間納付税額
 633,600
 〔7〕 中間納付還付税額
 $[6] - [5] = 238,700$

2-1

課税の対象

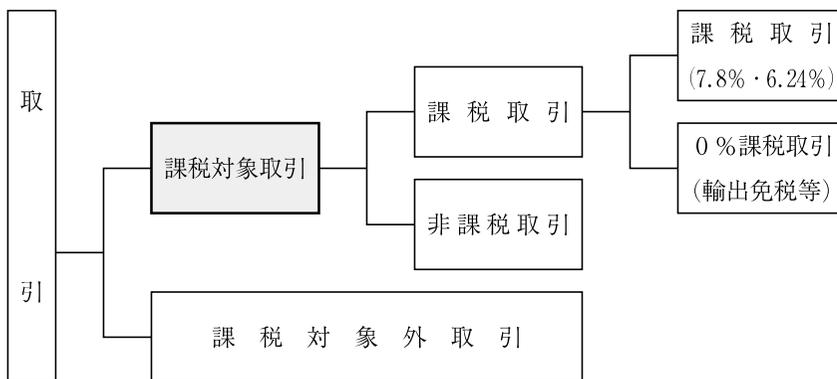
1 国内取引の課税の対象

1 概要

消費税は、①国内取引では、資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ、②輸入取引では、保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象としている。

ここでは、国内取引のうち、資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）に該当するものを前提に内容を確認する。

図解 国内取引

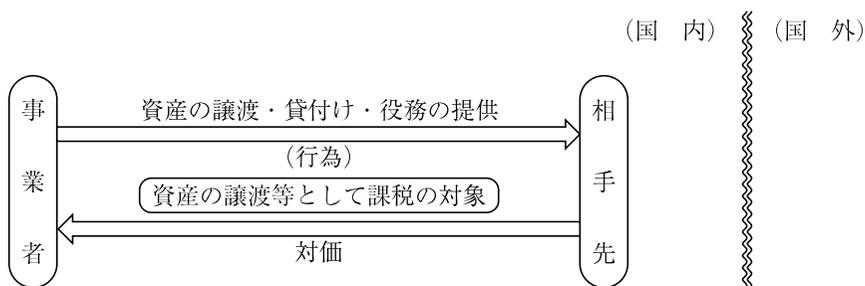


2 課税の対象の4要件

国内取引のうち、資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）として消費税の課税の対象となるものは、次のすべての要件を満たすものである。

- (1) 国内において行うものであること
- (2) 事業者が事業として行うものであること
- (3) 対価を得て（有償で）行うものであること
- (4) 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

図解



③ 国内において行うもの

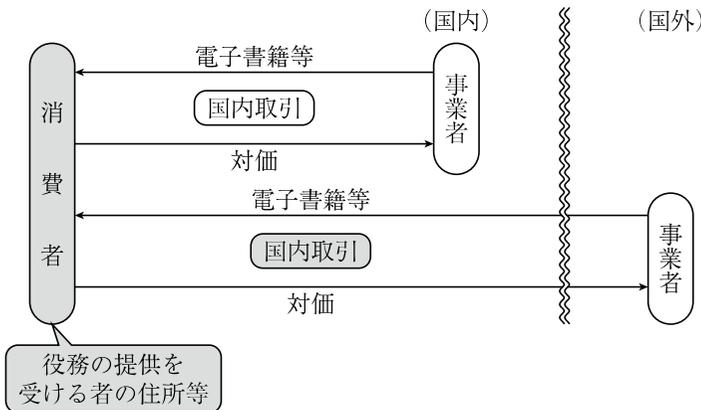
消費税は、日本国内で消費使用されるものを課税の対象とするため、国外で行われる取引については課税の対象とはならない。

〔1〕 国内取引の判定 (法4③) 理論 1-1[1](2)、1-21[2](1)(3)

国内取引の判定は、次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

判定基準	資産の譲渡・貸付け	⇒	譲渡・貸付けが行われる時において資産が所在していた場所	参考 船舶、特許権などの譲渡・貸付けである場合には、一定の場所
	役務の提供 (電気通信利用役務の提供を除く。)	⇒	役務の提供が行われた場所	参考 国際輸送、国際通信などの役務の提供である場合には、一定の場所
	電気通信利用役務の提供	⇒	役務の提供を受ける者の住所等	参考 その住所等がないときは、国外で行われたものとする

図解 電気通信利用役務の提供



具体例

- 外国人の宝石商が宝石を日本国内で販売する場合には、譲渡される資産（宝石）が国内に所在していることから国内取引となる。
- 日本の企業が国外に所有する建物を貸し付ける場合には、貸し付ける資産（建物）が国外に所在していることから国外取引となる。
- 外国法人の日本支店が日本で車の修理をする場合には、役務の提供が行われる場所が国内であることから国内取引となる。
- 内国法人が外国法人にインターネットを介して音楽の配信をする場合には、役務の提供を受ける者の住所等が国外にあることから国外取引となる。

〔2〕 資産の譲渡・貸付けの一定の場所 (令6①) 理論 1-2[1](2)

資産の譲渡・貸付けについては、原則としてその譲渡・貸付けの時における資産の所在場所により判定するのであるが、船舶、航空機のように国内と国外を往来するような資産や特許権のように形のない資産については、次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

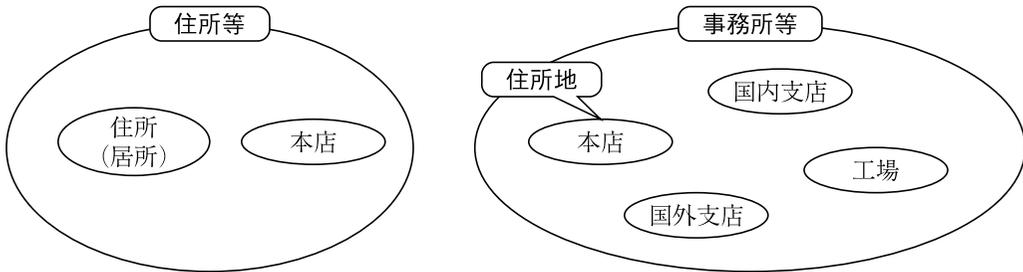
区 分		判 定 基 準
5 船 舶	登録のある船舶	登録機関の所在地（2以上の国で登録している場合は、いずれかの機関の所在地） 参考 一定の場合には譲渡・貸付者の住所地
	登録のない船舶	譲渡・貸付者の事務所等の所在地
10 航 空 機	登録のある航空機	登録機関の所在地
	登録のない航空機	譲渡・貸付者の事務所等の所在地
	鉱業権、租鉱権、採石権等、樹木採取権	鉱区、租鉱区、採石場、樹木採取区の所在地
	特許権、実用新案権、意匠権、商標権など	登録機関の所在地（2以上の国で登録している場合には、譲渡・貸付者の住所地）
15	公共施設等運営権、漁港水面施設運営権	公共施設等、漁港の所在地
	著作権、ノウハウ	譲渡・貸付者の住所地
	営業権、漁業権、入漁権	これらの事業を行う者の住所地
20 有 価 証 券 等	振替機関等が取り扱わない有券面の有価証券	有価証券が所在していた場所
	登録国債	登録機関の所在地
	振替機関等が取り扱う有価証券等（有券面及び無券面の有価証券、合名会社等の社員の持分）	振替機関等の所在地 ※複数の振替機関等で取り扱われる場合 ① 振替業務が国内振替機関などで行われるもの…国内振替機関の所在地 ② ①以外のもの…外国の機関の所在地
	振替機関等が取り扱わない無券面の有価証券、合名会社等の社員の持分など	有価証券又は持分に係る法人の本店などの所在地
	金銭債権	債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
	ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場その他の施設の所在地
	上記以外の資産で所在場所が明らかでないもの	譲渡・貸付者の事務所等の所在地

30

35

用語

- ・ 住所地……資産の譲渡等を行う事業者の住所、本店、主たる事務所の所在地
- ・ 事務所等……資産の譲渡等に直接関連する事業活動（契約の締結、資産の引渡し、代金の回収など）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものをいい、具体的には、支店、出張所、工場、建設現場などが該当する。
- ・ 住所等……住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

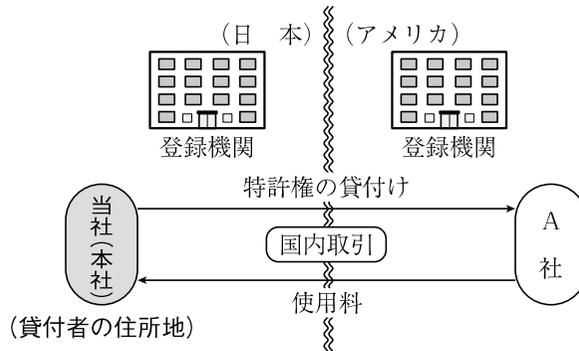


具体例 1

内国法人である当社が、日本とアメリカ両国で登録している特許権を外国法人A社に貸し付け、その使用料を収受した。

解答 特許権の貸付け⇔国内取引に該当する。

図解



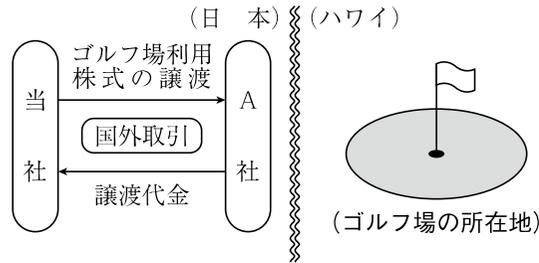
解説 2以上の国で登録している特許権の貸付けについては、登録機関の所在地ではなく、貸付者の住所地（本店所在地）が国内にあるかどうかにより判定する。

具体例2

内国法人である当社が、ゴルフ場利用株式（ハワイに所在するゴルフ場に係るもの）を売却した。

解答 ゴルフ場利用株式の譲渡⇨国内取引に該当しない。

図解



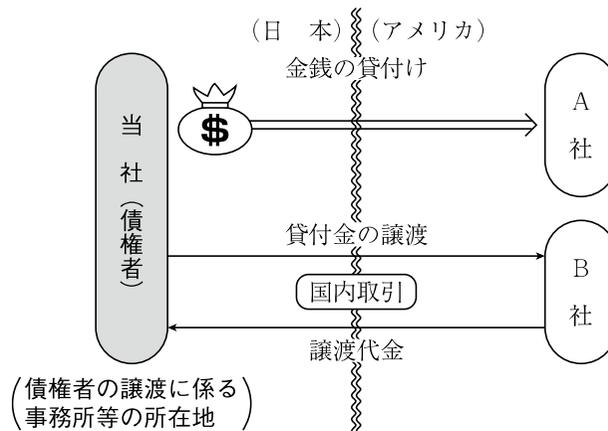
解説 ゴルフ場利用株式の譲渡については、ゴルフ場の所在地が国内にあるかどうかにより判定する。

具体例3

内国法人である当社が、外国法人A社に対する貸付金を外国法人B社に売却した。

解答 貸付金の譲渡⇨国内取引に該当する。

図解



解説 貸付金（金銭債権）の譲渡については、債務者（A社）や譲渡先の事業者（B社）の事務所等の所在地ではなく、債権者（当社）の譲渡に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより判定する。

〔3〕 役務の提供の一定の場所 (令6②) 理論 1-2〔2〕(2)

役務の提供については、原則としてその役務の提供が行われた場所により判定するのであるが、国際輸送や国際通信などについてはその役務の提供が国内と国外にわたることから、次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

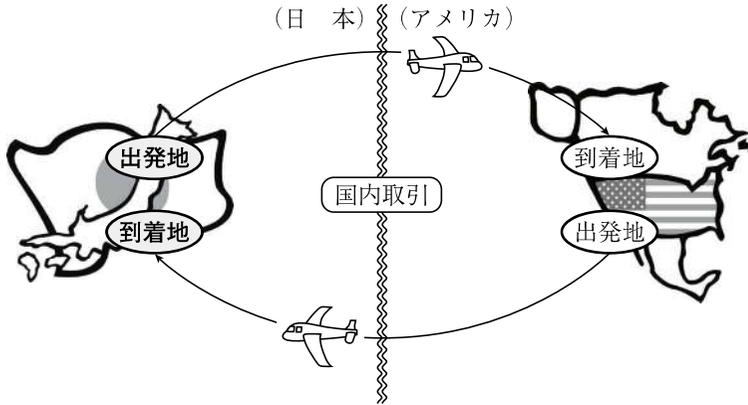
区 分	判 定 基 準
国際輸送	出発地（発送地）又は到着地
国際通信	発信地又は受信地
国際郵便	差出地又は配達地
保険業務	保険業務を営む者の事務所等の所在地
生産設備等の建設、製造に関し、専門的な知識を必要とする調査、企画、立案など	生産設備等の建設、製造に必要な資材の大部分が調達される場所
上記以外の役務の提供で役務提供地が明らかでないもの	役務提供者の事務所等の所在地

具体例 1

航空会社である当社がアメリカから日本行の国際線の航空運賃を受け取った。

解 答 国際輸送⇒国内取引に該当する。

図 解



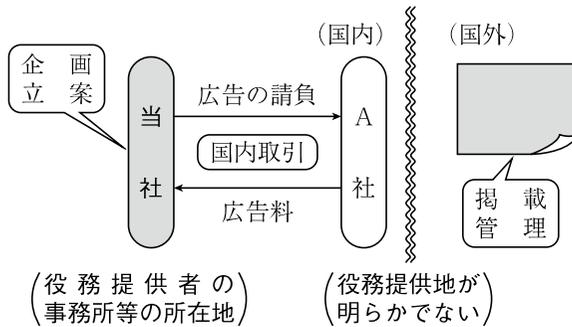
解 説 国際輸送については、その出発地（発送地）又は到着地のいずれかが国内にあるかどうかにより判定する。

具体例2

国内の広告代理店である当社（海外に支店等を有していない。）が、内国法人A社から商品の販売促進のための海外での広告について、国内において企画立案を、国外において広告掲載及び管理を請け負ったことに伴い、広告料を受け取った。

解答 広告の企画立案、広告掲載及び管理の請負⇔国内取引に該当する。

図解



解説 役務提供地が明らかでないものについては、役務提供者の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより判定する。

〔4〕 利子を対価とする金銭の貸付けなどの場合 (令6③) 理論 1-2〔4〕

利子を対価とする金銭の貸付けなどの場合は、その貸付けなどに係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。

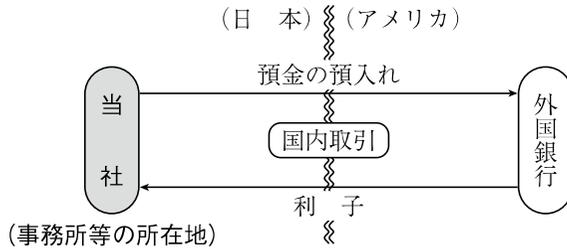
したがって、借入者の住所地や預金先の銀行等の所在地ではないことに注意する必要がある。

区 分	判 定 基 準
① 国債、地方債、社債、貸付金、預貯金の利子 ② 合同運用信託、投資信託等の分配金 ③ 割引債の償還差益 ④ 金銭債権の譲受けに係る差益	利子を対価とする金銭の貸付けその他これに類するものを行う者の事務所等の所在地

具体例 1 内国法人である当社が、海外に所在する外国銀行から預金利子を収受した。

解 答 外国銀行への預金の預入れ⇒国内取引に該当する。

図 解

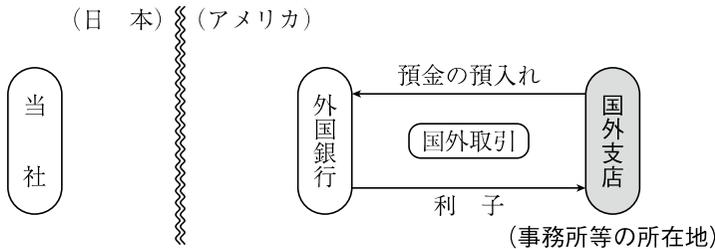


解 説 預金の預入れについては、その預金の預入れを行った者（利子を受け取る者）の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより判定する。

具体例 2 内国法人である当社の国外支店が現地の外国銀行から預金利子を収受した。

解 答 外国銀行への預金の預入れ⇒国内取引に該当しない。

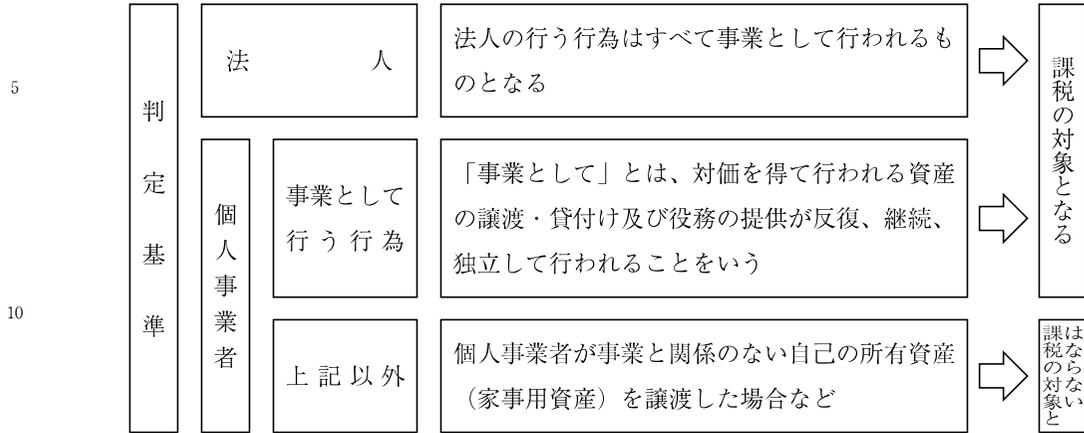
図 解



解 説 預金の預入れを行った者は当社の国外支店であり、事務所等の所在地が国外であるため、国内取引には該当しない。

④ 事業者が事業として行うもの

〔1〕 判定基準 (基通5-1-1)



〔2〕 事業者が事業として行うもの 理論 1-1〔1〕(1)

「事業者が事業として」行うものが課税の対象となることから、個人事業者が事業と関係のない自己の所有資産(家事用資産)を売却した場合、その行為は反復、継続、独立して行われていないことから事業として行ったものではないため、課税の対象とはならない。

具体例1

個人事業者が趣味で所有していたオートバイを売却した場合、その行為が反復、継続、独立して行われていないことから「事業として」行ったものではないため、その行為は課税の対象とはならない。

具体例2 平成17年度本試験問題

有価証券売却収入9,000,000円は、商品販売業を営む個人事業者甲が不動産賃貸業を営んでいた乙から相続により取得した上場株式を売却したことによるものである。

解答 9,000,000⇒課税の対象とはならない。

解説 個人事業者が所有する有価証券を譲渡した場合、その個人事業者が株式の売買を事業としている場合には、棚卸資産を譲渡したものとして課税の対象となるが、株式の売買を事業としていない場合には、家事用資産を譲渡したものとして、課税の対象とはならない。

〔3〕 事業付随行為（令2③、基通5-1-7） **理論 1-1〔4〕(3)**

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を含むものとする。

具体例

次に掲げるものは、事業付随行為として課税の対象となる。

- (1) 事業の用に供している建物、機械等の売却
- (2) 利子を対価とする事業資金の預入れ など

5

★〔4〕 事業に関して行う家事用資産の譲渡（基通5-1-8）

事業用資金の取得のために行う家事用資産の譲渡は、たとえ事業のために行うものであっても、事業付随行為には含まれず、課税の対象とはならない。

10

具体例

個人事業者が自分の趣味で所有していた骨董品を1,500,000円で売却し、その収入を元金として商品1,400,000円の仕入れを行った。

15

- 解答**
- 1,500,000⇒課税の対象とはならない。
 - 1,400,000⇒仕入税額控除の対象となる。

⑤ 対価を得て行うもの

20

〔1〕 原則（基通5-1-2） **理論 1-1〔1〕(1)①**

国内取引については、「対価を得て」行うものが課税の対象となることから、無償による取引は原則として課税の対象とはならない。

- 解説**
- 「対価を得て」とは、資産の譲渡・貸付け及び役務の提供に対して反対給付を受けることをいうから、原則として無償による資産の譲渡・貸付け及び役務の提供は、資産の譲渡等に該当しない。

25

30

35

⑥ 資産の譲渡・貸付け及び役務の提供

〔1〕 資産の意義（基通5-1-3）

消費税の課税の対象は、対価を得て行う資産の譲渡・貸付け及び役務の提供であり、消費税法における「資産」とは、取引の対象となる一切の資産をいう。したがって、棚卸資産又は固定資産のような有形資産のほか、権利その他の無形資産も含まれる。

〔2〕 資産の譲渡・貸付け及び役務の提供 理論 1-1〔1〕(1)①

(1) 剰余金の配当等（基通5-2-8）

受取配当金	⇒	課税の対象とはならない
解 説	剰余金の配当等（剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）をいう。）は、株主又は出資者たる地位に基づき、出資に対する配当又は分配として受けるものである。つまり、企業利益の増減によりその配当金額は異なるものであり、その配当金額は資産の譲渡等に伴い受け取る対価とは異なるため課税の対象とはならない。	

具体例

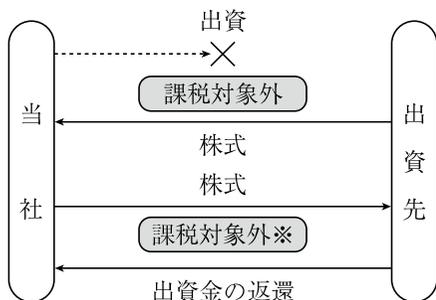
受取配当金520,000円は、当社所有のA株式に係る配当である。

解 答 520,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

★(2) 自己株式（基通5-2-9）

法人が自己株式を取得する場合における株主からその法人への株式の引渡し	⇒	課税の対象とはならない
解 説	会社が自社の株式を取得するという行為は、過去にその株式の発行により調達した資金を払い戻すものである。したがって、法人が自己株式を取得する場合（証券市場での買入れによる取得を除く。）における株主からその法人への株式の引渡しは、資産の譲渡等に該当しない。	

図 解



※ 相対取引（市場を介さないもの）の場合に限る。

具体例

当社は、A社株式を所有していたが、A社からの求めに応じ、相対取引によりA社株式を1,000,000円で売却した。

解答 1,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

5

(3) **寄附金、祝金、見舞金等** (基通5-2-14)

寄附金、祝金、見舞金	⇒	課税の対象とはならない
------------	---	-------------

解 説	寄附金などは、通常直接的な反対給付がなく、資産の譲渡等に伴い受け取る対価とは異なるため課税の対象とはならない。
--------	---------------------------------------------------------

10

具体例

学校法人が寄附金として1,000,000円を收受した。

解答 1,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

15

(4) **補助金、奨励金、助成金等** (基通5-2-15)

補助金、奨励金、助成金	⇒	課税の対象とはならない
-------------	---	-------------

解 説	国や地方公共団体等から受ける補助金等のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、資産の譲渡等に伴い受け取る対価とは異なるため、課税の対象とはならない。
--------	---------------------------------------------------------------------------------

20

具体例

補助金収入50,000,000円は、県より交付を受けたものである。

解答 50,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

25

★(5) **保険金、共済金** (基通5-2-4)

保険金、共済金	⇒	課税の対象とはならない
---------	---	-------------

解 説	保険金又は共済金は、保険事故の発生に伴い受け取るものであり、資産の譲渡等に伴い受け取る対価とは異なるため、課税の対象とはならない。
--------	-------------------------------------------------------------------

30

具体例

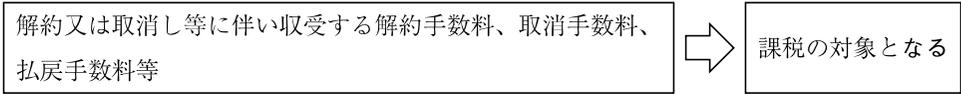
保険金収入100,000,000円は、工場の火災に伴いA損害保険会社から收受したものである。

解答 100,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

35

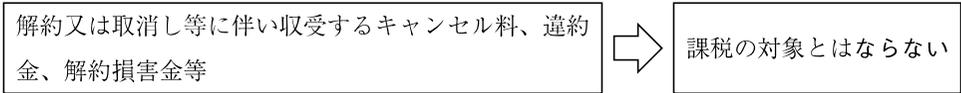
★(6) 解約手数料、払戻手数料等 (基通5-5-2)

① 課税対象取引



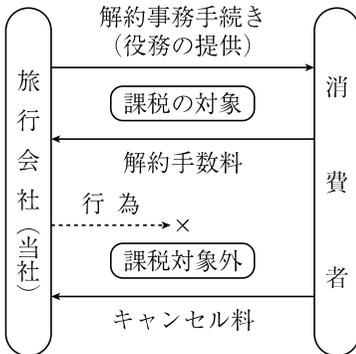
解説	資産の譲渡等に係る契約等の解約又は取消し等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供は、資産の譲渡等に該当し、課税の対象となる。
----	------------------------------------------------------------------

② 課税対象外取引



解説	損害賠償金としての性格を有するものや、解約に伴う逸失利益の補填等として収受するものは、資産の譲渡等に係る対価に該当しないため、課税の対象とはならない。
----	-----------------------------------------------------------------------------

図解



具体例

次に掲げるものは、損害賠償金等の性格を有するため資産の譲渡等の対価に該当しない。

- (1) 土地建物等の売買契約において、その契約が破棄されたことにより違約金として没収した手付金
- (2) ホテルの予約破棄 (キャンセル) に伴い没収した予約金
- (3) 自動車の売買注文を受けた後、納品までの間にキャンセルがあったため、注文主から収受する補償金

(7) 損害賠償金 (基通5-2-5)

① 課税対象外取引

損害賠償金	⇒	課税の対象とはならない
解 説	損害賠償金のうち、心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取るものは、資産の譲渡等に伴い受け取る対価とは異なるため原則として課税の対象とはならない。	

5

具体例

雑収入10,000,000円は、取引先A社のトラック事故により当社の倉庫等が被害を受けたことにより、A社から損害賠償金として收受したものである。

10

解答 10,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

② 課税対象取引

実質的に資産の譲渡等の対価に該当すると認められる損害賠償金	⇒	課税の対象となる
解 説	損害賠償金という名目で收受するものであっても、資産の譲渡代金や特許権等の使用料、家賃に相当するものについては、その実質により判断すべきことから課税の対象となる。	

15

20

具体例 1

次に掲げるものは、資産の譲渡等の対価に該当するものとして取扱う。

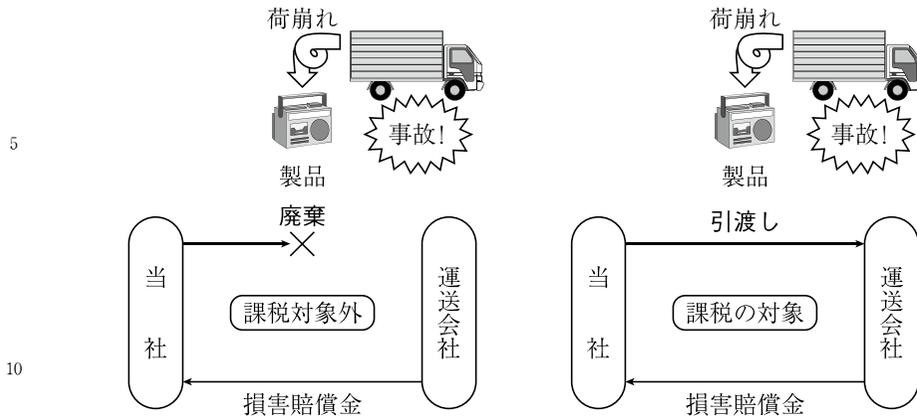
- (1) 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡されることに伴い、加害者から受け取る資産の譲渡代金に相当する損害賠償金 (その棚卸資産等が、そのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できる場合に限る)
- (2) 特許権などを無許可で使用されたことに伴い、加害者から受け取る権利の使用料に相当する損害賠償金
- (3) 不動産等の明渡し遅滞に伴い、加害者から受け取る賃貸料に相当する損害賠償金

25

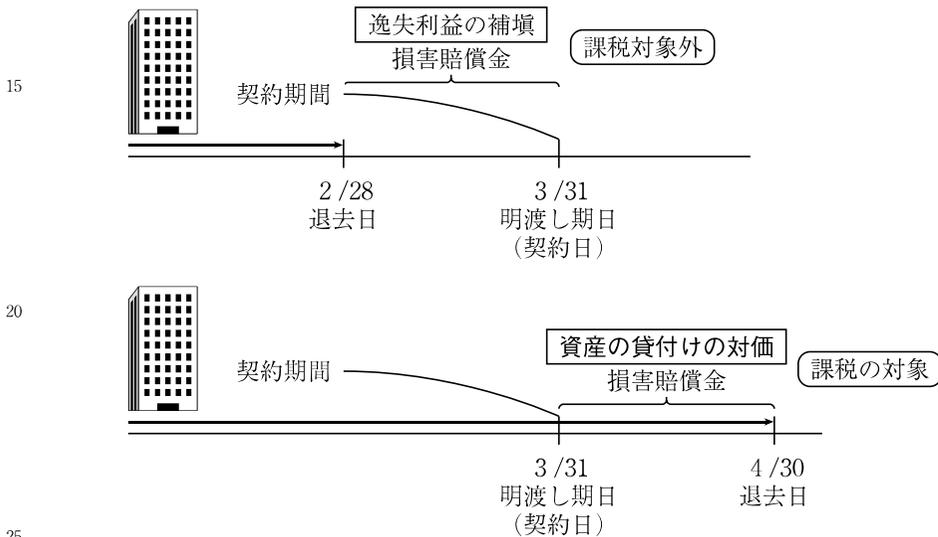
30

35

図解1 損害を受けた棚卸資産等に係る損害賠償金



図解2 不動産等の賃貸に係る損害賠償金



具体例2 平成17年度本試験問題

雑収入120,000円は、当課税期間中に賃貸借契約を解除したマンションの賃借人Bがそのマンション明渡し期日から1月遅れて退去したため、Bから受け取った通常の家賃の1.5倍に相当する損害賠償金である。

解答 120,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当する。

具体例3 平成26年度本試験問題

雑収入1,800,000円は、甲社が所有する特許権（日本とドイツにおいて登録されている。）について侵害を受けたことにより、内国法人M社より受け取った侵害期間中の使用料に相当する損害賠償金である。

解答 1,800,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当する。

(8) 入会金、会費、組合費等 (基通5-5-3、5-5-4、5-5-5)

① 課税対象外取引

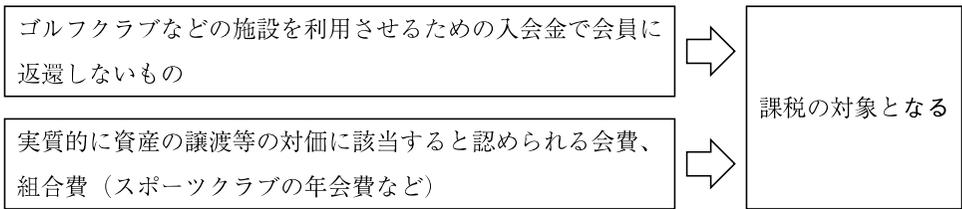


解 同業者団体、組合等が受け取る入会金、会費、組合費等については、その同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定する。

説 したがって、その同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係がないものは、課税の対象とはならない。

5

② 課税対象取引



解 ゴルフクラブ、宿泊施設その他レジャー施設を会員に利用させることを目的とする団体が、その施設を会員に利用させるために収受する入会金 (返還しないものに限る) は、資産の譲渡等に係る対価に該当することから課税の対象となる。これに対して、退会等にあたって返還することとされている入会金は、単なる預り金に過ぎないため、資産の譲渡等の対価に該当しないことから課税の対象とはならない。

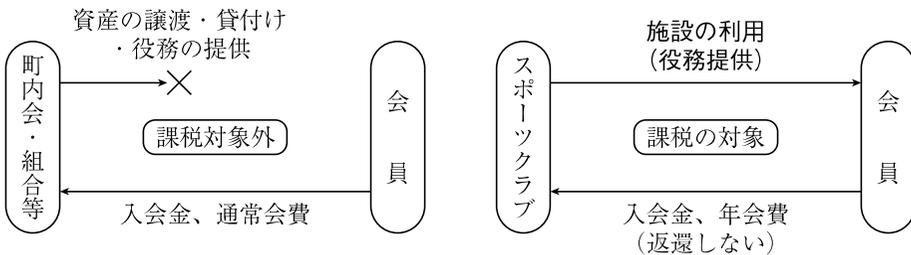
説 また、名目が会費等とされている場合であっても、実質的に出版物の購読料、映画・演劇等の入場料、職員研修の受講料又は施設の利用料等と認められるときは、その実質により判断すべきことから課税の対象となる。

10

15

20

図 解



25

30

35

具体例 1

入会金収入30,000円は、青果組合が組合員から收受したものであるが、組合員に対する役務の提供との間に明白な対価関係は認められないものである。

解答 30,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

具体例 2

会費収入200,000円は、理容組合が組合員から收受した通常会費である。

解答 200,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

具体例 3

入会金収入45,000,000円は、ゴルフ場を経営する法人が会員に対してゴルフ場施設を利用させる目的で会員から收受したものであるが、このうち15,000,000円は退会時に返還することとなっている。

解答 45,000,000－15,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当する。
15,000,000 ⇐⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

具体例 4

会費収入20,000,000円は、ゴルフクラブを経営する法人が会員から收受した年会費である。

解答 20,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当する。

(9) **借家保証金、権利金等** (基通5-4-3)

① **課税対象取引**

保証金、権利金、敷金又は更改料（更新料を含む。）のうち一定の事由の発生により返還しないこととなるもの	⇒	課税の対象となる
----------------------------------------------------	---	----------

解 説	建物又は土地等の賃貸借契約等の締結又は更改に当たって收受する保証金、権利金、敷金又は更改料（更新料を含む。）のうち、賃貸借期間の経過その他賃貸借契約等の終了前における一定の事由の発生により返還しないこととなるものは、権利の設定の対価であるため課税の対象となる。
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② **課税対象外取引**

保証金、権利金、敷金又は更改料（更新料を含む。）のうち賃貸借契約の終了又は一定期間の経過等に伴って返還することとされているもの	⇒	課税の対象とはならない
-----------------------------------------------------------------	---	-------------

解 説	賃貸借契約の終了又は一定期間の経過等に伴って返還することとされているものは、単なる預り金に過ぎないため課税の対象とはならない。
--------	-----------------------------------------------------------------

具体例

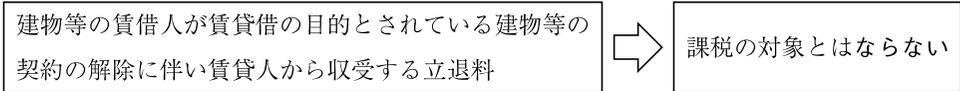
事務所の賃貸借契約を締結するにあたり、次の事項を内容とする権利金10,000,000円を収受した。

- (1) 契約期間満了時又は契約中途解除時に2,500,000円を返還する。
- (2) 残額7,500,000円については、理由を問わず返還しない。

5

解 答 2,500,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。
7,500,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当する。

★(10) **建物賃貸借契約の解除等に伴う立退料** (基通5-2-7)



10

解	借家又は借地の立退きに際し、その賃借人が収受する立退料には一般的に次のような性格があるため、課税の対象とはならない。
説	<ul style="list-style-type: none"> ① 賃借人が建物等を明け渡すことにより消滅する権利の対価としての補償金 ② 立退きに伴う営業の休止等により事実上生じる収益の補償や給与の支払いなどの損失の補償金 ③ 賃借人が建物等を明け渡すための移転費用として直接支払わなければならない費用の実費補償金

15

具体例

賃借している土地からの立退きに際して、賃借人から立退料1,000,000円を収受した。

解 答 1,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

20

25

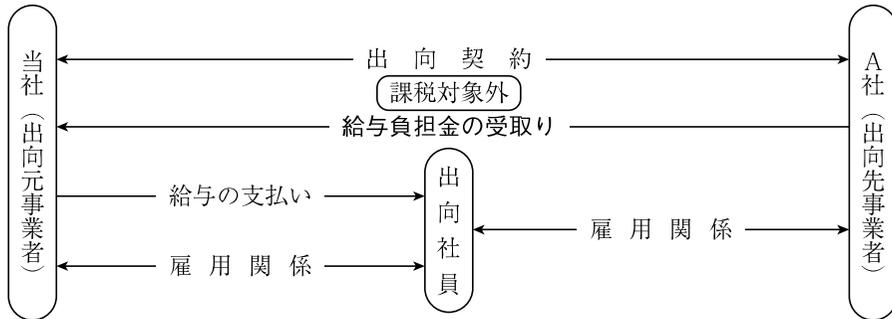
30

35

(11) 出向先事業者が支出する給与負担金 (基通5-5-10)

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">出向先事業者が支出する給与負担金</div> ➡ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">課税の対象とはならない</div>
<p>5</p> <p>解</p> <p>10</p>	<p>親子会社間で社員の出向を行う場合、出向を受けている事業者（出向先事業者）が社員を出向している事業者（出向元事業者）に対して、その出向社員の給与の一部を支払う（負担する）ことがある。この場合、給与のように労働の対価として支払われるものは課税の対象とはならないことから、出向先事業者が支出する給与負担金についても同様に課税の対象とはならない。</p> <p>また、これは、出向先事業者が実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合であっても同様である。</p>

図解



具体例

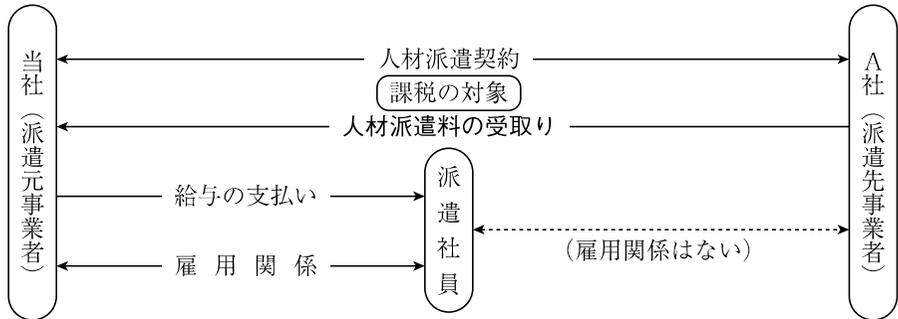
雑収入4,578,000円は、従業員の出向先であるA社より収受した出向社員の給与負担金である。

解答 4,578,000円⇒資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

(12) 労働者派遣に係る派遣料 (基通5-5-11)

人材派遣契約に基づく労働者の派遣料	⇒	課税の対象となる
解 説	労働者の派遣契約に基づいて行うその雇用する従業員等の派遣は、使用人の出向とは異なり、派遣を受ける事業者と派遣される労働者との間に雇用関係がないことから、労働者の派遣を行った事業者が派遣を受けた事業者から收受する派遣料は、自己の使用人を出向させたことにより支払を受ける給与負担金ではなく、労働者の派遣を行った事業者がその派遣を受けた事業者に対して行った役務の提供の対価となり、課税の対象となる。	

図解



具体例

人材派遣会社である当社が契約に基づき派遣先の事業者より人材派遣料10,000,000円を収受した。

解答 10,000,000⇒資産の譲渡等の対価の額に該当する。

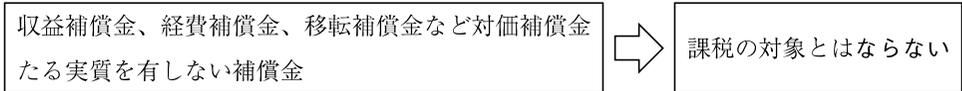
★(13) 収用に係る補償金 (令2②、基通5-2-10) 理論 1-1[4](2)

① 課税対象取引



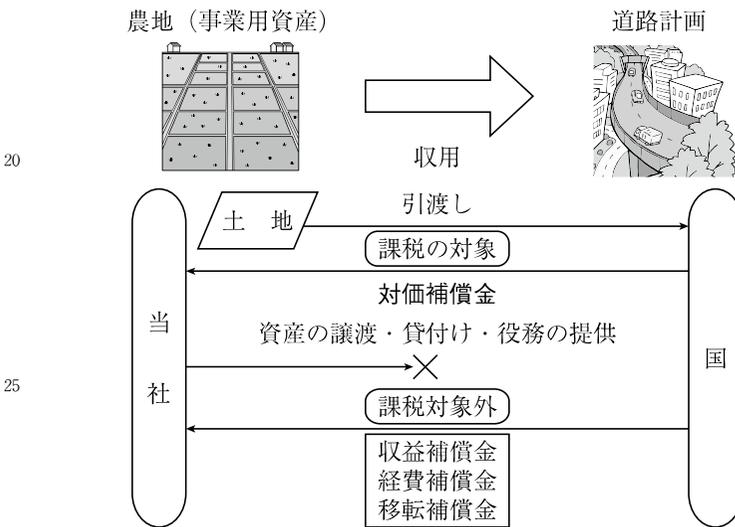
5
解説
収用により補償金を取得するという事は、実質的には、国に対して土地などを売却し、その対価として補償金を取得することであり、資産の譲渡と何ら変わらないことから課税の対象となる。

② 課税対象外取引



10
解説
課税の対象となるのは対価補償金だけであり、休業業又は資産の移転に伴い収受する収益補償金、経費補償金、移転補償金などは資産の譲渡対価に該当するものではないため、課税の対象とはならない。

図解



具体例

当社所有の土地が土地収用法に基づき収用され、国から対価補償金100,000,000円、収益補償金2,500,000円を収受した。

35
解答
100,000,000 ⇨ 資産の譲渡等の対価の額に該当する。
2,500,000 ⇨ 資産の譲渡等の対価の額に該当しない。

23-1

計算問題の解答に
あたって(その1)

1 答案作成上の留意点

1 答案の訂正方法について

本試験では、「黒又は青のインク」での答案作成が求められており、解答作成の過程で誤字などの訂正をしなければいけない場合がある。

以下、訂正等の方法について触れることにする。

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程		(単位：円)
$5000000 > 1000000$ ∴ 納税義務あり		

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)	金額
$5800000 \times \frac{100}{110} = \frac{52727272}{(注2)} \rightarrow 52727000$		52727000 円 (注1)	

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)	金額
$52727000 \times 7.8\% = 4112706$		4112706 円	

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 課税仕入等 ① 買入 $+ 1000000$ $\frac{2727000}{(注5)} + \frac{227545}{(注3)} = 3954545$ $3954545 \times 7.8\% = 3084545$		
② 輸入 $\frac{223000}{(注4)}$		
③ ①+② = 3306545		
(2) 仕入れに係る消費税額 3306545		金額 3306545 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程 (単位:円)	金額
$216,000 \times \frac{7.8}{110} = 153,163$	153,163 円

【控除税額小計】

計 算 過 程 (単位:円)	金額
$330,545 + 153,163 = 345,708$	345,708 円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程 (単位:円)	金額
$411,270.6 - 345,708 = 65,562.6 \rightarrow 65,290$	65,290 円

V 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程 (単位:円)	金額
65,290	65,290 円

- (注1) 金額欄への記入も忘れずに行うこと。
- (注2) 金額等に訂正を加える時は、修正液又は修正テープを用いるほか、二重線等で訂正し、その上の余白に正しい金額を改めて書き直すと見やすい答案になる。
- (注3) 解答作成上、金額等が抜けてしまった場合には、このように追加する。
- (注4) 金額の一部のみを書き違えた場合には、このような訂正方法よりも、(注2)のように全体を二重線又は修正テープ等で訂正し、その全体を訂正の方が見やすい訂正である。
- (注5) これという決まりはないが、計算タイトルの省略は何の計算をしているのか分かる程度であれば構わない。